

新型コロナウイルス感染症の影響により、

要件1または要件2を満たす方は、**保険料の減免申請**ができます。

【要件1】新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

〈減免額〉 全額

〈申請に必要なもの〉 後期高齢者医療保険減免申請書、死亡診断書、医師の診断書等、
申請者の本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカード等

【要件2】新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれ、 次の①、②、③のすべてに該当する世帯

- ① 世帯主の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 世帯主の前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③ 世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

〈減免額〉 減免対象保険料額 (A × B ÷ C) に減免割合 (D) をかけた金額

減免対象の保険料額 (A × B ÷ C)

世帯主の所得金額に応じた減免割合 (D)

A : 世帯の被保険者全員について算定した保険料額

300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)

B : 世帯主の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

400万円以下の場合 : 10分の8

C : 世帯主及び被保険者全員の前年の合計所得金額

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1000万円以下の場合 : 10分の2

〈申請に必要なもの〉 減免申請書、事業収入等の申告書、

世帯主の令和2年分と令和3年分の収入状況が確認できる書類 (令和2年分⇒確定申告書の控え又は市県民税申告書の写し、源泉徴収票等・令和3年分⇒帳簿の写し、給与明細の写し等)

申請者の本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカード等

【減免対象の保険料】

令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

※令和2年度分が対象となるのは、令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限が設定されている普通徴収 (口座振替、納付書払い) の保険料に限ります。

【申請期限】 令和4年3月31日 (木)

【申請方法】

- ・ 減免申請書や事業収入等の申告書は諫早市ホームページからダウンロードができます。希望があれば、申請様式を郵送することができます。下記までお問い合わせください。
- ・ 申請書の提出先は、保険年金課または、各支所地域総務課です。

*** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。**

保険年金課 〒854-8601 諫早市東小路町7番1号 TEL : 22-1500 内線 3135, 3136, 3139

※詳しくは、諫早市ホームページをご覧ください。